

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第97条第2項	<p>第91条3項では、今回新たにリプレース案件系統連系募集プロセス開始時に「暫定工事費負担契約について、連系承諾後1か月以内に契約締結が必要とのルールとなっております。</p> <p>空抑えを防止することは重要であると考えますが、連系承諾後の社内決裁のスケジュール等の観点からは、1か月の期限では、建設意思のある事業者においても結果として期限切れとなってしまう可能性があり、電源新設の障害となりかねません。</p> <p>例えば「系統連系希望者が、”合理的な理由なく”連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合」、「系統連系希望者が、連系承諾後6か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合」などに修正することも一案かと考えます。</p>	<p>今回の期間設定（1ヵ月以内）については、以下3点に基づき設定しています。</p> <p>①「接続契約」の申込みは事前の接続検討結果に基づき工事費負担金等も考慮した上で、接続契約の意思を表明されたものと認識していること。</p> <p>②一般送配電事業者から連系の承諾がなされる連系承諾日については、事前に十分な協議がされる等、相互確認をされた上で、連系承諾日が決定されるものと認識していること。</p> <p>③過去の手続き完了までに要した期間の実績。</p> <p>なお、改正FIT法の施行規則に基づく、FIT電源の契約におきましては、承諾とともに工事費負担金契約を含む接続契約が成立することとなっております。</p>
2	第97条	<p>連系承諾後、工事費負担金契約を締結するまでの期間については、連系承諾までに協議・相互確認が行われる事項のルール化とセットで、決定すべきである。連系承諾時に一般送配電事業者と系統連系希望者との間に残されたタスクが「事務手続きのみ」になるように、送配電等業務指針第103条第2項における工事費負担金の支払い条件の変更についての協議等を連系承諾までに行うことをルール化していただきたい。このようなルール化が行われ、連系承諾時に残されたタスクが「事務手続きのみ」であるならば、確かに1か月という期間は妥当な期限と考える。一方で、工事費負担金の支払い条件の変更についての協議等もタスクとして残っているとすると、系統連系希望者にとっては工事費負担金の支払い条件等も経営判断に極めて重要な要素のため、実務の観点からこの期間は短すぎる。このようなルール化が行われず、正当な協議事項が残っている場合には、期限の延長を可能とする等の対応をお願いします。</p>	<p>今回の期間設定（1ヵ月以内）については、以下3点に基づき設定しています。</p> <p>①「接続契約」の申込みは事前の接続検討結果に基づき工事費負担金等も考慮した上で、接続契約の意思を表明されたものと認識していること。</p> <p>②一般送配電事業者から連系の承諾がなされる連系承諾日については、事前に十分な協議がされる等、相互確認をされた上で、連系承諾日が決定されるものと認識していること。</p> <p>③過去の手続き完了までに要した期間の実績。</p> <p>なお、改正FIT法の施行規則に基づく、FIT電源の契約におきましては、承諾とともに工事費負担金契約を含む接続契約が成立することとなっております。</p>
3	第97条	<p>連系承諾後の系統の容量取り消しにあたっては、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理の系統容量の開放に向けた対応において、「一定の事由に該当する場合には「原則として」連系等を拒み、系統容量を取り消すよう規定の改正を行うべきである。」と整理されたことを踏まえれば、「原則として」を送配電等業務指針にも追記し、例えば「一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、「原則として」前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。」と変更すべきである。</p>	<p>再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理の「系統容量の開放に向けた対応」において、「送配電等業務指針においては「連系承諾後に連系等を拒むことが『できる』」事由として定められているにとどまり、判断基準も必ずしも明確ではないことから、一般送配電事業者は契約解除等の判断がしにくいという実態も判明した。」と記載されております。このため、今回、判断基準を明確にする観点から「原則として」を記載しないこととしております。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
4	第97条	<p>・『連系希望者の希望する連系等を承諾する～』の『等』には接続の諸条件も入っているとの解釈であり、『連系承諾の通知』が送配電事業者からの一方的な通知ではないことを確認したい。（少なくとも事業者と然るべき調整を行っている前提で連系承諾を『通知』し、通知後一定期間内に負担金契約を行う制限を設けるべきと考える。）</p>	<p>系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）については、標準的な様式を定めているものの、最終的には各一般送配電事業者の権限により実施するものと考えております。このため、連系承諾において要望される事項については、各一般送配電事業者と協議の上、決定していただくようお願い致します。</p>
5	第97条第2項第1号、第103条	<p>変更案では系統連系希望者は連系承諾後1ヵ月以内に工事費負担金契約を締結しなければならないとありますが、1ヵ月以内に契約締結することが実務上困難な場合が出る可能性があると思料します。</p> <p>具体的には、一般送配電事業者が連系承諾をするにあたって行う接続検討再検討の結果、工事費負担金や所要工期等が接続検討回答結果よりも増嵩する可能性があります。その場合、再検討の内容について発電事業者側で確認後、一般送配電事業者との協議を行うこととなります。また、工事費負担金の支払い条件についての協議が生じる場合もあります。</p> <p>実績として、連系承諾後から工事費負担金契約までに1ヵ月以上を要したこともあります。</p> <p>したがって、一般送配電事業者との協議に時間を要したことで、工事費負担金契約が1ヵ月以内に締結できなかつたことだけを理由に、送電系統の容量を取り消されることがないように、下記のとおり変更いただきますようお願いいたします。</p> <p>－ 系統連系希望者が、特段の理由なく連系承諾後1ヵ月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合</p>	<p>今回の期間設定（1ヵ月以内）については、以下3点に基づき設定しています。</p> <p>①「接続契約」の申込みは事前の接続検討結果に基づき工事費負担金等も考慮した上で、接続契約の意思を表明されたものと認識していること。</p> <p>②一般送配電事業者から連系の承諾がなされる連系承諾日については、事前に十分な協議がされる等、相互確認をされた上で、連系承諾日が決定されるものと認識していること。</p> <p>③過去の手続き完了までに要した期間の実績。</p> <p>なお、改正FIT法の施行規則に基づく、FIT電源の契約におきましては、承諾とともに工事費負担金契約を含む接続契約が成立することとなっております。</p>
6	第97条、第103条	<p>・大型電源案件などは負担金金額も大きく、支払いタイミングの交渉など時間がかかる場合も想定されるため、一律に「供給承諾後1ヵ月以内に工事負担金契約を締結」ではなく、3ヵ月程度の時間をいただきたい。</p> <p>・期間変更が不可であれば、上記のような事情がある案件に配慮できるよう、以下のような記載としていただきたい。</p> <p>第97条2項 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事業が生じた場合には、原則として、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>第103条 系統連系希望者は、特段の理由がない限り、連携承諾後1ヵ月以内に、工事費負担金の額、工事費負担金の支払い条件その他連携等に必要工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事負担金契約」という。）を締結しなければならない。</p>	<p>今回の期間設定（1ヵ月以内）については、以下3点に基づき設定しています。</p> <p>①「接続契約」の申込みは事前の接続検討結果に基づき工事費負担金等も考慮した上で、接続契約の意思を表明されたものと認識していること。</p> <p>②一般送配電事業者から連系の承諾がなされる連系承諾日については、事前に十分な協議がされる等、相互確認をされた上で、連系承諾日が決定されるものと認識していること。</p> <p>③過去の手続き完了までに要した期間の実績。</p> <p>なお、改正FIT法の施行規則に基づく、FIT電源の契約におきましては、承諾とともに工事費負担金契約を含む接続契約が成立することとなっております。</p> <p>また、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理の「系統容量の開放に向けた対応」において、「送配電等業務指針においては「連系承諾後に連系等を拒むことが『できる』」事由として定められているにとどまり、判断基準も必ずしも明確ではないことから、一般送配電事業者は契約解除等の判断がしにくいという</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
			<p>実態も判明した。」と記載されております。このため、今回、判断基準を明確にする観点から「原則として」等を記載しないこととしております。</p>
7	<p>第97条第2項、 第103条第1項</p>	<p>【意見】</p> <p>▶ 連系承諾を経て一般送配電事業者と工事負担金契約を締結する場合、一般論として金額の規模が大きくなるほど社内決裁等の手続きにも十分な時間が必要になること等を踏まえれば、<u>画一的に期限を設ける場合に、原案の「1か月」という期間はあまりに短すぎるため、例えば「3か月」など、適切な期間を設定するべきである。</u></p> <p>▶ また、「〇か月」といった何らかの明確な期限を設定するのであれば、<u>国の審議会の中間整理における記載内容との整合性や、系統接続希望者が系統接続への明確な意思があっても、社内決裁手続き等の時間制約や、一般送配電事業者との工事負担金契約の細部の協議に相当の時間を要する場合があることに鑑み、以下の追記を実施するべきである</u></p> <p>第97条 略</p> <p>2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、<u>原則として</u>前項によって確定した送電システムの容量を取り消す。</p> <p>一 系統連系希望者が、<u>特段の理由なく</u>承諾後1か月を超えて工事費負担金契約締結しない場合</p> <p>二 略</p> <p>第103条 系統連系希望者は、<u>特段の理由がない限り</u>、連携承諾後1か月以内に、工事負担金の額、工事負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下、「工事費負担金契約という」）を締結しなければならない</p> <p>【理由】</p> <p>（1）「原則として」の追記について</p> <p>▶ 「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理（2018年5月）」P26においては、「滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていくため、送配電等業務指針等に規定する基準や手続を標準化・明確化するとともに、一定の事由に該当する場合には<u>原則として</u>連系等を拒み、系統容量を取り消すよう規定の改正を行うべきである」とされているとおり、<u>系統容量の開放に向けた「原則的な対応方針」が示されているところ。</u></p>	<p>今回の期間設定（1ヵ月以内）については、以下3点に基づき設定しています。</p> <p>①「接続契約」の申込みは事前の接続検討結果に基づき工事費負担金等も考慮した上で、接続契約の意思を表明されたものと認識していること。</p> <p>②一般送配電事業者から連系の承諾がなされる連系承諾日については、事前に十分な協議がされる等、相互確認をされた上で、連系承諾日が決定されるものと認識していること。</p> <p>③過去の手続き完了までに要した期間の実績。</p> <p>なお、改正FIT法の施行規則に基づく、FIT電源の契約におきましては、承諾とともに工事費負担金契約を含む接続契約が成立することとなっております。</p> <p>また、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理の「系統容量の開放に向けた対応」において、「送配電等業務指針においては「連系承諾後に連系等を拒むことが『できる』」事由として定められているにとどまり、判断基準も必ずしも明確ではないことから、一般送配電事業者は契約解除等の判断がしにくいという実態も判明した。」と記載されております。このため、今回、判断基準を明確にする観点から「原則として」等を記載しないこととしております。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
		<p>➤従って、本中間整理に基づき改定される本送配電等業務指針においても、「原則として」という文言を追記することによって、本中間整理の記載内容と平仄を合わせる<u>ことが適切である。</u></p> <p>(2) 「特段の理由なく」、「特段の理由がない限り」の追記について</p> <p>➤火力電源においては、一般送配電事業者による連系承諾の際に、工事金額や工期といった主要条件については、事前協議を経て系統接続希望者との間で相互確認されていると認識している。</p> <p>➤しかし、連系承諾を経て一般送配電事業者と締結する工事負担金契約の締結に際しては、<u>支払条件（分割か一括か等）や解約条件等の細部の協議に相当の時間を要することが実際の事例として存在する。</u>（この事例の場合、一般送配電事業者に対して、連系承諾の前に工事負担金契約の細部についても事前に協議したいと申し入れたが、連系承諾する前に工事負担金契約の細部の協議はできないとして拒否された）</p> <p>➤このように、<u>系統接続への明確な意思はあるものの、一般送配電事業者と工事負担金契約内容の細部についての協議が整わない等といった「特段の理由」があることで工事負担金契約の締結に至らないという事例があるにもかかわらず、原案のように、承諾後1か月を超えて工事費負担金契約締結しない場合に、確定した送電系統の容量を一般送配電事業者の判断で一方的に取り消すことが可能な運用になれば、工事負担金契約の協議に際し、一般送配電事業者を著しく利することになり、系統接続希望者の事業活動に大きな影響を及ぼす懸念がある。</u></p> <p>➤このため、第97条においては、確定した送電系統の容量を取り消すのは、系統接続希望者が、「特段の理由なく契約を締結しない」場合に限定する措置・運用が不可欠であり、第103条においては、社内決裁手続き等の時間制約や、工事負担金契約の細部の協議が調わない等、<u>特段の理由がある場合においては連携承諾後1か月を超えて締結することもあり得ることを明確にすることが不可欠である。</u></p>	